

令和7年10月21日

不適正表示に関するお詫びとお知らせ

ハッピーフーズ株式会社

この度、ハッピーフーズが製造する一部の鮭加工品について、不適正表示の指摘があり、令和7年10月7日 農林水産省農政事務所、及び、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの調べで判明いたしました。

原因は、弊社の食品表示法に対する認識不足であり、この指導結果を真摯に受け止め、食品表示法に則り製造していくことはもちろんの事、再発防止に向けて社員教育ならびに管理体制の強化を図ってまいります。なお、当該商品の品質については問題ございません。

お取引様をはじめ、多くの関係者の皆様の信頼を裏切り、多大なるご迷惑をお掛けしますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象商品

- 1、北海道知床産鮭フレーク 55g2p
- 2、北海道産鮭フレーク 50g
- 3、北海道産鮭フレーク 50g2p
- 4、カシムたっぷり鮭フレーク 50g2p
- 5、甘くておいしい鮭フレーク 50g
- 6、北海道鮭フレーク 80g
- 7、北海道産鮭フレーク 100g(無着色)
- 8、マルカ 焼風鮭ほぐし身 180g
- 9、マルカ北海道産鮭フレーク 50g2p
- 10、業務用焼風鮭ほぐし身 1kg
- 11、業務用鮭フレーク 1kg

2. 対象ロット

2025年2月17日～2025年3月10日に製造された商品

1～9の製品の該当賞味期限 2026年2月17日～2026年3月10日

10～11の製品の該当賞味期限 2027年2月17日～2027年3月10日

3. 不適正表示の内容について

本来『白鮭』又は『鮭』の原料を使用しなければならない商品に対し、『カラフトマス』の原料を混合したにもかかわらず、その旨を原材料名に記載せず製造販売した。

※カラフトマスも鮭の仲間ですが、表示上は区分して表記しなければならない。

4. お問い合わせ先

ハッピーフーズ株式会社 本社工場

〒099-4111 北海道斜里郡斜里町前浜町3-2

(電話番号)

本 社 工 場 (フリーダイヤル) 0120-26-2140

(月曜日～金曜日 9:00～17:00)